

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。(発症後4日目以降に解熱した場合(例4・5)は、出席停止の期間が延期されていく。)

[illegible]

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)